組

原

洋

目 次

まえがき

「平和」が国際法の目的だろうか

頭のない構造に対する評価

Ξ 四 さしあたっての結論 国際社会の変遷と国際法

まえがき

沖縄大学において私は、現在、国際法のほかに法人類学・強制執行法を教えている。そのほかにこれまで、刑法総論

民事訴訟法・刑事訴訟法も教えた。専門の一科目、ないしはこれと関連する科目も含めて二科目を教えておられる学

者諸氏の目でみれば、これは驚くべきことだろうと想像する。このような事態になったのは専任教員不足に由来する。

お前は何々を専攻せよとはあらかじめ言われず、毎年カリキュラム編成時に担当者がいなくて余った科目を私がもらう

1

ととになるの

科目を横断的に担当して、専門にとらわれない研究をやってみようと考えた。 の専攻科目など何もなかったのである。それに「学者らしさ」を軽蔑してもいた。ならば現在大学で開設されている諸 的に利用しようと考えるようになった。もともと私は実務家(弁護士)になるべき教育を受けてきたので厳密な意味で 当初私はこのような事態に対面して、当惑と、大学に対する憤りとを感じたのであるが、やがてこういう事態を積極

科目となった。そして、この二年目(というのは一九八一年度である)に法人類学を設けた。これは私の方から希望し て担当した最初の科目である。この二つの科目を同時に担当することによって、国際法を民族という視点から眺めてみ いう心がまえでとりくみはじめたのである。それが一年では足りなかったために、私としてははじめて、二年がかりの 学生時代から不信の念を抱いていた。そこでもし本当に役に立たぬものであるならなぜそうなのかを究明してみたいと れば面白いと思った。 こういう次第であるから国際法も、 たまたま担当することになったのだが、この科目に対してはその有用性について

事件の解釈に利用することの意味を強調している。 てきた。最近目にした梅棹忠夫『民族学からみた国際理解』(「季刊民族学」一七号)も、民族という概念を国際的な 考えてよい。その一分野として法人類学がある)においては、民族の視点から国際関係を考えることの意味が強調され 国際法の分野からは本当に見事に民族の視点が抜けおちている。 それに個人であって、民族を正面から論じる人はいない。これに対して文化人類学(民族学とほぼ同じものと 国際法の主体として通常考察されるのは、 国家・国

以上のような関心にもとづいて国際法学の体系について考えたことをこれから述べてみたいと思う。まだ十分に考え

ず一区切りとして考えをまとめてみたいのである。 きっていないため未熟な点が多いだろうとは思うが、来年度国際法を担当する見通しがたたなくなったので、とりあえ

遠慮のない批判を期待したいと思う。

一 「平和」が国際法の目的だろうか

迫力がないのは当然のことといわねばならない。そういうところに時間を使うのはもったいない、というので、できる ず実際にはこの大戦争はおこったし、そのほかにも多くの武力衝突がおこってきた。この意味において憲章は空文に過ぎな かぎり簡略に説明しようとしているとき、では国際法の目的はなんなのだという疑問が生じたのだった。 るのである。したがって、たとえば、国際法の講義において憲章の安全保障に関する規定を細かく解説してみても全然 かったのであり、憲章が最大の目的とする世界の平和と安全とはもくろんだとおりには実現しないまま今日に至ってい とになっている。この憲章が忠実に遵守されていれば、たとえばベトナム戦争もおきなかったはずである。にもかかわら 国際法の目的は何か」と問うてみると、たいていの人から「平和」と返事がかえってくる。たしかに、戦争の防止 自衛権の行使として武力が用いられる場合を除き、各加盟国は原則として勝手に武力行使できないこ

というのがあって、平和の維持は国際法の一貫した目的であるようにみえる。 を目的とするおびただしい数の条約が結ばれてきた。国際法の父といわれるグロチウスの著作にも、 『戦争と平和の法』

ところが不思議なことに、国際法の目的を正面から論じた国際法の教科書は、 私の知っている限りではない。

際法の総論で論じられるのは、国際法の定義・歴史・構造・性格などであるが、国際法の目的が一貫して平和の維持に

いという確固たる論調ですべての教科書ははじまっているのである。 あったなどとは書いてないのである。これは書くまでもなく当然のことであるから書かないのであろうか? 「社会あるところ法あり」といった法諺をひいて、国際法があること、ないしあるべきことについては疑問の余地がな

なぜ國際法の目的について論じられていないのか、という疑問をもってから考えてみた結果、多分とういうことでは

なかろうか、と思われる次のような結論にたどりついた。

家にでもまかせておけばよろしい。 的ともくっつきうる、というわけである。となればあえて法の目的は何かと問う必要も実用的にはない。法哲学の専門 立的だから、その技術を利用する者の必要に応じて適当な目的を付与できることになる。使い方次第で、どのような目 般に法は技術であると考えられている。社会統制のための道具。そして、そうだとすると、技術というのは価値中

ば国際道徳とか国際慣習とかとの区別が実際明瞭でない。独立度が低いから、ただたんに法を適用するだけではたりな い面がある。法適用の前提としての、なぜ国際法などあるのか、という疑問がたえずまといつく。この点がはっきりし ていないと本来の力を発揮できない。 っているからだ。それは法としての独立度が低いという意味だと一般には考えられている。他の統制手段、たとえ しかし、国際法の場合は若干事情を異にする。なぜなら、国内法と比べて国際法は未熟で遅れた法だということにな

ふうにも考えられよう。 して正義及び平和が一応考えられる。そして、ある意味ではこの二つの目的の角逐が今日の国際紛争の源であるという そこで、たとえば、 加藤新平『法哲学概論』の第五章「法の目的」を参考にしながら考えてみると、国際法の目的と

- 4 -

まず平和の方から考えていこう。

しいとかの形容詞的判断を伴ったものであるのに対し、平和というのはたんなる一つの状態にすぎないと考えられるか と自体のうちに価値が内包されているとは考えられないと思うのである。価値とは通常、いいとか、正しいとか、好ま 私の意見では、そもそもこの平和というのは価値とは直接結びつきにくい概念である。つまり、平和であるというこ

するにあたり常にこれを正当化しようとし、これはいい戦争である、正しい戦争である、と主張するが、 もあると言いたい。承服できない平和、あるいは押しつけられた平和 ときまったものであって、逆にいえば平和はすべていいものなのだ、というわけだ。それに対して私は、よくない平和 前に掲げた本には、結論としては私と同じくなるケルゼンの意見が次のように紹介されている。 こういえば当然次のような反論も予想されるところである。悪い平和なんてものがあるのか、と。国家は戦争を開始 戦争は皆悪い

に主張しているが、これは聊かニヒリスティックな曲論ではないかと思う(四三三頁) めて、遂には平和という法価値をさえも否定し、平和の確保が法の本質的機能だと考えるのは正しくないというよう ケルゼンは晩年の著作において、或る絶対的な道徳価値や正義価値を否認する相対主義の立場を極限にまで推し進

相対主義の立場を極限にまで推し進め」なければ出てこない結論ではない。言葉の問題にすぎない。 私がいいたいのは、たんなる平和をいいとか悪いとかと一義的にきめつけるのはおかしいということであって、別に

言葉は何より事実そのものをみないでものを言おうとする人々に愛用されてきたのではなかったか。 平和という言葉で飾りさえすれば、およそ正反対のものまで平和に含まれてしまうことになる。かくして、平和という 後いろいろな意味が盛りだくさんにつめこまれ、独特のイメージをもつようになった。とりわけわが国の場合、 将来の世代を救おうと述べるだけではなく、同時に、基本的人権の尊重・正義の尊重・自由の中での社会的進歩と生活 すみずみにまで平和は浸透している。われわれの脳ミソは「平和漬け」になっている。そしてこういう状況を反映して、 して、平和は絶対に反対してはならぬ言葉の一つとなった。いいとされるものはすべて平和に結びつき、国民の生活の 条とのかねあいもあって、平和ということばの中に本来以上に諸々の価値観がつめこまれてしまっている。その結果と がたんなる平和を望んでいるのでないことは明瞭にくみとれるのである。ところが、平和という単純なことばにはその 水準の向上・寛容・善良な隣人となること等々、戦後の世論となった基本的価値観についても述べており、この憲章 言葉の問題にすぎないにしても、その影響は大きいのである。国連憲章にしても、その前文を読むと、戦争の惨害から もっとも、現時点においては、平和はある意味でそれ自体価値ありと言えるようになった。というのも、バカらしい にもかかわらず、平和であることはそれ自体いいことなのだという意見がむしろ世論になっていると思われるので、 憲法九

うならば、やむをえない平和だ。 状況からすれば、戦争をおこさないこと、平和であることは、それ自体意味のあることだ、とも言えるからである。 ことで目を転じて、正義について考えてみよう。正義というのは実は、法の理念、つまり、法の正不正や合理性を判

ほどに蓄えられた軍備の故に、たしかに、

断する究極の規準となり、その形成・実現つまり法的実践の指導原理となるもの自体のことであるとされている

(前掲

戦争をやらないことはそれ自体人類の生存条件となりつつあり、このような

にかなう」ということになり、したがって、不正の平和・よくない平和は正義にかなうものではないということにもな 張をする人は、「平和は正義である」といっていることになる。私のように考えれば、「正しい平和・よい平和は正義 書、四三二~三頁)から、法の目的と同義である。言いかえにすぎない。平和でであること自体に価値があるという主

るのである。

平和が国際法の目的ではあるが、現状では、その中にやむをえない平和をも含めざるをえないとする態度。 際法の目的であるとする態度。もう一つは、よい平和・正しい平和が国際法の目的であるとする態度。最後に、正しい 戦争と平和とに対する国際法上の態度というのは、このようにみてくると、三つにわかれる。一つは、平和は常に国

じようなものである。なぜなら、不正の平和がある場合には、それに対して戦いをいどみ、正しい平和を回復すべきで このうち、第二番目の、よい 平和・正しい 平和こそ国際法の目的だとする立場にたてば、実は、戦争と平和とは同

であるが、本稿で結論を出すのは留保して、その判断材料を検討してみたい。 この三つのうち、最初の態度は誤っているというのが私の主張だから、二番目か三番目の主張をとることになるわけ

あるということになるからである。

一 頭のない構造に対する評価

ないというにつきる。国内における統治機関に対応するものがないということである。 国際法が国内法に比して未熟で遅れているといわれることをその構造面からとらえれば、国際法には頭になるものが

そこで、国際法において原則的主体とされている国家同士の関係は、国内における私人と私人との関係によく似てい

で何か約束したのにそれが破られたという場合、破約を世界全体の立場から違法と断じ、 ものであっても、万一その契約が任意に履行されない場合、国家の手を借りて強制的に実現できるからである。 る機関は実際上ない。国連がこの機能を果すべく期待されていた時期もあったが、現にそのような機能を果すことがで るようにもみえるのだが、実際には大きなちがいがある。 なぜなら、 私人間の契約は、それ自体は私人だけでなされる 強制的な履行を保証してくれ

は法にあらずという主張もうなずける。逆に、ゆるい強制でたりるとすれば、国際法も法といえることになるだろう。 統制手段と区別されるのは強制を伴っているからだと一般にいわれていて、この強制というのを厳格に解すれば国際法 そして、国際法のこのような頼りなさゆえに、国際法は法にあらずという主張も生じてくるのである。 法が他の社会

きずにいるのは明白である。

だから、 国際法が法であるかないのかは法というものの定義のしかた次第であるにすぎない。

って、より進歩した法となったみたいであるが、実際には、宣戦布告のない事実上の戦争がやたらにふえることになった。 いのに、その国連がこういう場合実際上機能していないのである。そうすると、形のうえでは、国連の組織的強制によ めの武力行使以外は各国の武力行使は原則として違法ということになると、違約した国に対しては国連をたよるしかな れていたから、 も、第一次大戦までは戦争をすることは別に違法とは考えられておらず、もちろん自力救済をやるのも結構であるとさ ただ、ゆるい強制でもたりるとした場合、何がそのゆるい強制にあたるのか、となると大いに疑問が残る。 これらをゆるい強制のための手段とみることもできたのだが、現在のように国連撤章によって自衛のた

として実は逆に無法な戦争、認知されない戦争を数多くうみだした。本来戦争となるはずのものを国内的武力闘争の形

つまり、法とされているものと、事実上の状態とがかい離してしまっているのである。進んだ強制制度をとりいれ

で(代理的に)行うという方式がひんぱんにみられるようになったのもこのこととは無縁ではあるまい。このように基

本的なところで国際法の目的がじゅうりんされているにもかかわらず、たとえば、

ているのであって、その侵犯の頻度が国内法に比して格段に高いとはいえない実情である(前掲書、三九八頁) 然し実際にはかような漠然たる印象とは異り、確立された慣習国際法や条約は、通常の場合にはかなりよく守られ

後にもあいかわらず事実上の戦争は多発しているという事実そのものが、前掲書のような意見を粉砕してしまう。考え いをやっていたらどうなるのか。このように考えれば、国連憲章がつくられる際に、よい平和というものに対する真剣 ているところで、今の国際粉争なみに喧嘩がおきていればどうなるのか。口喧嘩どころではなく、なぐりあい、殺しあ てもみられよ、現在の総国家数は一六〇か一七〇ぐらいしかないのである。一六〇人の人間が一つにまとまって生活し るなら、法の法たるゆえんはまさしく非常時においてこそ顕現するといわねばならないのである。そして、第二次大戦 ほどに条約等の遵守に努めているようであるが、法の法たるゆえんはその強制的性格にあるという主張が受けいれられ などといわれることがあるが、このような見方は本質を誤るものである。なるほど平常においては諸国はくだらない 熱意のあったことを認めるにしても、結果としては、この憲章は国際法をますます法らしくないものにしたと

頭らしいものをつくろうとする努力の結果にほかならない。こういう努力がいつか実って、本当に頭といえるものがで とにかく、国際法学が頭のない構造に頭を悩ませてきたのは事実である。国連や、その前身である国際連盟は何とか

さえいえるかもしれないのである。

少なくとも当分はよいのではないかと思うのである。

そのしくみは、若干の手直しを加えて国際法にも十分応用可能と思われる。そして、部族法を劣ったものとする先入観 にしても、部族法には部族法なりのよさがある。そのよさを明瞭な形で描き出しているものとして、たとえば、エヴァ 想定できる。あるいは進化論者のいうように、部族法はやがてより高次のものへと進化すべき運命にあるのかもしれない とが可能になると私は考えている。 を捨てて研究してみると、現在国際法学においてよくないしるしとされている様々の諸現象を別の目でとらえなおすこ 国際社会を法的に構成する場合、部族間の法として構成すべきか、それとも部族内の法として構成すべきかは、一つの ンス=プリチャード『ヌアー族』をあげたいが、まとめ役がいないにもかかわらず部族としての統一性が保たれている 問題であろう)。国際社会の現状に即した法構成をすることで、自然な、あるいはウソをつかずにすむ国際法というものを きたのであるが、その文献を読めば読むほど、国際社会の現状はまさしくこの段階にあると思わざるをえない 国際法が部族法によく似ていることはしばしば指摘される。法人類学は従来、 部族段階の法を究明することに力を注いで (ただ、

をどのように評価するか、といったようなことを考えてみようと思う。 そこで、次節においては、右に述べたことを頭において、現在の国際法のどこに、どのような無理があるのか、それ

三 国際社会の変遷と国際法

すますダメである。ただ、不思議なようだが、両極端は相接す、という諺はあたっているようで、自分からあまりに遠 な近づき方しかできそうにない。だから当然、国家のことを論じるなんてことは不向きで、世界全体のことになるとま 私の研究態度の特徴は、一言にしていえば私小説的ということになると思っている。いい悪いは別として、そのよう

くはなれたことがらはかえって考えやすい面もある。

をきくとますます不安になってしまう。 の解説は一般にわかりにくいのである。本音がない、というより、本音を出させる経験がない。人々はこんな人の解説 うことの正体が急激にさらされつつある。勿論このことは世界情勢の専門家も例外であるわけはなく、したがって彼ら の中で指摘している。二〇世紀の人間の生き方は鏡的なものとなるだろうというのである。そして今や、自分本位とい 自分本位の極が実は自己喪失に直結していて、こういう事態になるだろうとは、はやくもニーチェが『権力への意志』 くなって、結局はまわりに踊らされている。大体、忙しくて自分のことなど考えるひまのない人が多い。ということは、 あいつはバカなことをやっていると簡単にいえても、自分のことになると、自分本位ということの内容がとたんにハッキリしな 問題は、そのように動いている人々の生気のなさである。他人のことはたいして身をいれて考えるわけでもないから、 報はもちろんふえた。テレビや新聞のおかげで、世界各地でおこっていることは一応わかるようになっている。だが、そ 自分本位に動くのは、他人に動かされるよりはいいということになっているらしいので、それ自体は結構なことなのだが、 れらはいわばお話としてのねうちしか本当のところもっていない。真剣な考察は専門家にまかせることになっている。 私小説的に「私」の近辺を眺めていて最近とくに気づくのは、皆自分本位にしか動いていないということである。 情

こういう人間が世界全体のことを考えれば、これも又、「自分本位」のうつし絵にならざるをえないのは道理という

のを見るのはこわい。そんなことをするよりは、用意されているたくさんの世界像のどれかにしがみついた方がよい。 ても、共通するのは、見ようとしていない、というよりは、見たくないということのようである。わけのわからないも ものだ。バカにきれいなユートピアになったり、逆に、残酷きわまりない像をつくったりするというちがいはあるにし

あとは「想像」でおぎなえる、こういうわけだ。

ないのである。そういう種類の悩みを消すには、実はじっと一ケ所にいた方がよい。だから難しいのだ、「ただ見る」 で外国に逃げる。これが長期旅行者の大半を占めるのだが、外国に逃げたからといって悩みが消えるということは通常 まらない。実際私にはよくわかるのだ、人々は「自分」を背おって旅をしている。例えば、日本が住みづらいというの 私も又、自分本位に生きている。全く、自分でもあきれるぐらいだ。多少人よりよけいに旅行した程度ではこれは改

だんだん論文らしくなってきた。

ということは

識」に従って生きていく方が高くつく場合もあることを学んだ。人々が常識に従うのはその方が安くかつラクであるか 多かったのである。おかげで、私は、わが国で常識として通用していることごとのほとんどが常識としては通用しない いわれている圏内にある国々であり、したがって、わが国の人々からは、地理的にという以上心理的に「遠い」国々が るものの、続かない。 まだはいまわっている。 私は、幸いにしてというべきか、想像力があんまり豊かでないものだから、いまだに「世界観」の類はもっていない。 しかもそのような地域が広大であることも体験として知っているのである。私はとれによって、 ただ、主として物価が安いという理由から、これまで私の歩いてきた国々はほとんど第三世界と 国際法という、たまたまの科目ゆえに、なんとか世界像を作ってみようと考えてみることはあ

界は一つにつながっているということを実感をもって言うことができる。つまり、決してその地の人々と同じだとは思 事に通過できそうだという気持が今はする。 ともとの国に戻っている。人の住んでいない南極などはダメだが、多少でも人が住んでいる場所ならなんとかそこを無 わないが、それでも、無事通過できる程度の接触・関係をもてるだけの共通項はみいだせると思っている。 ということだ。困ったことは色々おきるのだが、いつも、なんとか、というよりは、なんとなしに切りぬけて、ちゃん らにほかならないと思う。このような旅行を何度かやってみて、 とういう私が国家のことを具体的に考えるきっかけはほとんど国境しかない。この国境がどうも、「私」と「世界」 いずれしなくなるかもしれないが。したがって、こういう意味でなら、 私が一番驚いているのは、いつも無事に戻ってこれた、

れは主に人権の保護に関連したもので、その性質上たまたま各個人に不服申立を認めるべき合理性が認められるという しかしそれらの例がきっかけとなって個人が一般的に国際法上の主体とされるようになるとはちょっと考えにくい。こ はなかろうか。たしかに、個人が国際法上、国家とは独立して主体となりうる場合のでてきたことは強調されている。 なんでもない私人にはどういう効能があるのだろうか。私人と国際法の距離が如何に大きいかをしることでおわるので ば国際法の教科書というのはおかしなもので、外交官にでもなろうかという人には役にたつだろうが、国家の機関でも 慮したのは個人のとりあつかいだった。国家という壁に阻まれて、なかなか「国際法の現場」にたどりつけない。 い。逆にいえば、国家がサンドイッチの中味のようになっているということでもある。 とを分断してしまうようなのだ。 「私」の方から出発しても「世界」の方から出発してもスッと対岸にまでいきつかな 国際法を担当しはじめて最も苦 思え

ことだと思う。

いわば事件のきっかけ程度のものと考えられるのである。

このように考えてくれば、不得手でも何でも、国家に関してどのような認識をもつかが即国際法に対する態度をも決

-13-

定する。

ある)。全くバラバラでもなければ、全く一体でもないところに国際法は生まれたのだった。 少し読んでみた。すると、ヨーロッパの多様性と、それを前提として形成されていった一体性が表裏になりながら展開 に行われたかをみることによって、国際法のもともとの基本的な型がわかる。そういうことで、ヨーロッパ中世の本を してゆく過程がよくわかってきた(私の読んだ本は主に、鯖田豊之『ヨーロッパ中世(河出書房版世界の歴史9)』で 国際法の基盤になる国際社会のモデルはヨーロッパにある。だから、まずヨーロッパにおける国家の形成がどのよう

パの近代をつくったのである。ルネサンスは、ローマ文化の「復活」であるけれども、これがヨーロッパの近代をつく 近わかった。ゲルマン民族は牧畜民族なのだ。この牧畜民族であるゲルマン民族がヨーロッパ各地に移住してヨーロッ たのである。 ナウ川とライン川を越えはしなかった。タキツスが『ゲルマニア』でかいているような状況は、一一世紀位までも続い これがはじまった紀元三七五年というのは最も重大な年の一つということになっているが、なぜ重要なのかがやっと最 ルマン民族がヨーロッパに広がったかのような印象を受けるが、これもちがうそうである。事実は、ローマの勢力はド ったのではない。高校で教えられたことからすると、まずギリシア・ローマの文化がヨーロッパ全体をおおい、そのあとゲ ヨーロッパ中世のはじまりは周知のようにゲルマン民族大移動がおこったときだとされている。高校の世界史では、 北欧のルネサンスは地中海のそれとは全然別のものである(江上波夫・松田壽男・杉山二郎『世界史の新

ローマの文化、それにキリスト教文化は混りあわずバラバラだった。それが、フランク王国のカール大帝が法王から西 ゲルマン民族がヨーロッパを移動しはじめたあとも、のちのヨーロッパ文化の構成要素とされているゲルマン文化・ 視点―学問・略奪・探検―』)。

になる方向にむかい、かつ、ヨーロッパの中心が南から北、つまりロンドンとパリとに移っていったのである。 ーマ皇帝の帝冠を受けたこと、及びノルマン・コンケストなどの過程を経て三つの文化はヨーロッパ文化として一つ

ば できあがっていたといえる。その単位が近代になって、封建領土から国家にかわったということである。 大きな力をもっていたのではないし、選挙で選ばれる場合が多かった。との時代にすでに、分権的な国際社会の前身が わめてよくまとまっていて、日本という国家の意識は早くからあったと思われる。ヨーロッパの場合には、端的にいえ わが国のそれとは比較にならないほどバラバラなものだった。 こうしてヨーロッパが一つのものになる基礎が形成されたのであるが、近代国家が誕生する前の封建制度というのは、 封建領主の領域の一つ一つが国家に相当するものだったのであり、したがって権力は実質的にはごく下の方に分散 との時代にも国王というのはいたことにはいたのだが、名目的なものも多く、封建領主と比べてとくべつに わが国の場合、徳川時代に典型的にみられるように、

侵入などがあり、民族の構成がごちゃごちゃになったことも大きいだろう。わが国のようにそう簡単には天下を統一で 征服民族として(というのはべつにゲルマン民族が野蛮だったというのではない)移住してきたのに加え、イスラムの きる基礎が整っていなかった。 きわめて低かったこと、つまりヨーロッパが後進地域であったことが基本になっていると思うのだが、ゲルマン民族が 3 ロッパの封建制度がこのようなものだった理由はいろいろ考えられよう。やはり、 封建領主間の争いも原則として自力救済(フェーデ)であったそうだ。 当時のヨーロッパ の生 力が

全体の中の部分なのである。従って、ヨーロッパが守るべき法には各国とも従わねばならない。この基準に従い各国が この時期における特徴は、 ヨーロッパの一体性の強調である。 ヨーロッパが各国にわかれているといっても、それは

3

ī

が近代になろうとする頃に国際法は生まれた。

やってもいいこととわるいことが区別される。ヨーロッパが守るべき法の根拠づけが、神から人間へと移っていったに 3 | ロッパの一体性の強調という点においては共通している。

実とはくいちがうものとして国際法は存在した。ただ、一体性の基盤が全然なかったのではなく、 この時期の国際法はユートピアの性格をもつ。実際にはヨーロッパは分裂してしまいかねない状態だったからだ。 前記のとおりそれは

一応あった。これがまだ弱かった。各国はおのおのの基礎がために精一杯だったのである。 これが一八世紀になると今度は逆にヨーロッパの多様性を基礎とする国際法が主張されるようになる。そして、この

時期になされた主張―代表的な学者はヴァッテルである―が現在の国際法の第一の原理となっているのである。すなわ

固めの段階がおわったためである。余裕ができた。経済的にいえば原始的蓄積期をおわった。ヨーロッパにおいてこの ち、各国の主権の尊重ということであり、 どうしてこのような変化が生じたのか。それは、 主権をもった国家は相互に平等であるということなのである。 ョーロッパの国境線が一応かたまったというか、各国において基礎

あがった均衡を維持しながらやっていくのがよい。 ように安定状態がうまれてくると、国際法も、あえて一体性を強調する必要もなくなったのだろう。 それより現にでき

との時期の国際法というのは現実を反映したものとなったといえる。そういう意味では、

ありのままの

事実を比較的正しく秩序づけている。 の一体性は不可欠である。つまり、バラバラでやれるためにはそれを可能とする場がいるわけである。実際、 無理が少ない。ただ、こういう国際法でやっていけるためにはその前提として、

との時期のヨーロッパは、一体性をより進めたのではないかと思う。

3 ッパ の各国がそれぞれ勢力を伸ばしながら、 しかも決定的な仲違いをせずにやっていけたのは、 現在第三世界

にも大きいため、かえって実感をもってとらえ得ないうらみがある。私も、どのような搾取が行われたのかを具体的に知 ったのは、法人類学という科目をつくろうときめてからだ。たとえば、アフリカから奴隷として連れ出された人の数 といわれている地域を搾取することによってである。これはもう常識になったようでもあるが、ただこの比重があまり 説によれば五〇〇〇万にもなるという。この奴隷が、ヨーロッパ・アフリカ・新大陸間の三角貿易を成立させるため は

の商品として使われたのだった。

して、 様のことがいえるはずだ。国際法は現象的にはあくまで特殊ヨーロッパ的なものとして成立し発展していったのである まるだしといわねばならない。略奪も法現象なのだ。というより、略奪とそがヨーロッパ的な法の基礎にあった。 パの近代成立以来のものであり、この関係を法的なものではないと構成するのは、これこそ特殊ヨーロッパ的な法律観 が、その背景にはつねに、ヨーロッパ以外の地域を含む社会があった。ヨーロッパと第三世界との関係自体はヨー こそ、経済的には、資本主義はもともとのはじめから世界資本主義であったといわれうるのである。 ものとして存在したのであり、その範囲は植民地分割の終了とともにほぼ世界的なものとなっていたのだった。だから 対に必要だった。逆にいえば、近代の成立以来、国際社会はョーロッパに限局されたものとしてではなく、もっと広い ーロッパがその一体性と多様性とを同時に保ちながらやっていくためには、少なくとも結果的には、 換言すればこのことは、 ョーロッパ外の地域に対するときはヨーロッパの一体性はとくに顕著になり、ヨーロッパ内での協調を基礎とし ョーロッパというのは戦争ばかりやってきたともいえる位で、武器はその間に発展し重装備になっていった。そ 実はヨーロッパがシステムとして完結してはいなかったというにほかならないのである。 法的にもこれと同 資源の供給地が絶 3

ながら他地域を略奪してきたのである。

ところが植民地分割が完了してもはや手つかずの土地がなくなった。 もっと植民地をもちたい国は他国から奪うしか

方法がない。かくして帝国主義時代に突入し、二つの大戦がおこった。

確立する。他の国々は米ソいずれかの傘の下に入ることになった。 ヨーロッパの弱体化であり、かわって米ソがヨーロッパの伝統を継承する世界の二大国としての地位を

国連を中心に国際組織が整備され、 集団的安

国際法の組織化現象といわれるものはこの状況に対応するものである。

全保障の構想のもとに、国際法は、従来の基本的枠組は残しながらも大きくかわった。

けれども、第二次大戦後まもなく冷戦がはじまるとともに、国連の安全保障機能は大幅におちたのだった。

ものをいわせて、国連でこれを実現していっている。だからタテマエとしては諸国家の主権と相互平等を基本とする従 が否定されるようになったのは当然である。新しく独立した国々を中心とする第三世界の諸国のグループは、その数に った地域が対等なものとして国際社会を構成することになった。これに伴い、植民地の存在を前提とする多くの法原則 その後の国際社会の変化のうちで最も大きなものは勿論植民地の独立である。従来ヨーロッパと対等とみなされなか

基本的にはそれは、 ところで、第二次大戦後の国連を中心とする国際組織化と植民地の独立とは実は相互に矛盾するものを含んでいる。 納得いくような形での世界の一体性がまだ形成されていないというにつきる。そして、これを人類

来の国際法が裏も表もなくそのまま適用できる状態になったのである。

学的に表現すれば、異なる文化地域が併存していて、それら相互の関係を調整するしくみができあがっていないという

ロッパ共同体などだと、あたかも連合国家のような強い結合が事実可能である。そうすると、

3 | 0

ッ

たとえばヨ

ī

らについて直接の権利・義務を有する場合というのも容易に想定できるのである。こういうことが可能である前提とし パ共同体があたかも一つの国家のような性格をもつことになるから、個人としてのヨーロッパ人がこれに関することが て、これまで述べてきたようなヨーロッパの一体性がなければならない。

ところが、第三世界の諸国を含む世界の場合、いまだに右のような一体性の条件は満たされてはいない。

これを、第三世界の諸国に内在する問題・第三世界の諸国とヨーロッパとの関係、それに第三世界の諸国間相互の関

係の三つにわけて考えてみよう。

とだ。人為的な国境であるために、自然に形成された国境以上に越境手続が厳格である、ないしは国境が閉鎖されてい る、にもかかわらず、越境したからといって人々の生活が極端にかわることもなく、連続している。 アフリカにおける国境線はこの典型的なものである。国家を基本的な構成単位とする国際法にとってきわめて重大なこ まず第一に、そもそも、植民地が独立する際の国境線の引き方が大いに問題だった。民族境線と大幅にズレている。

けて形成されたものだからにほかならない。 法も文化の構成要素なのだからこれは当然である。ョーロッパの国境線が現在比較的安定しているのは、これが時間をか けて形成してきたものなのである。新しい独立諸国の場合、植民地分割のためのベルリン条約が結ばれたのが紀元一八七 国境がひかれると、そのことによる隔離がもともとは同じだったものに差異をもたらすことは大いにありうる。政治や ひんぱんにかわってきた。どの国も多くの少数民族をかかえ、現在に至るまで紛争の火種になってきた。しかし、一旦 ではなかったのである。多民族が混こうしているため、国境線はむしろ人工的色彩を帯びている。だからこそ国境線も だから民族境線を国境とすべし、ともつねにはいえないだろう。ヨーロッパにおける国境も厳密な意味での民族境線 ョーロッパ中世のはじまりからと考えても、延々と一六〇〇年もの年月をか

〇年でしかない。しかもこれが民族境線を全く無視した、 ヨーロッパの宗主国の都合によるものだったのだから、外科

手術のあと熱発しない方が不思議である。

る。 の繰り返しになる。 をつくる。すると、それからはずれた部族に不満がたかまり、クーデターがおきる。すると又新しい連合ができる。 より、部族の一員として自己同定するのである。一つの部族だけでは政府をつくれないから、いくつかが連合して政府 に、国家が分裂の危機に直面するという事態が、独立後今日に至るまでひんぱんにおこっている。 から成るといわれる。このため国内に主要な部族だけでもいくつも並存し、しかもその間に決定的な強弱差がないため それに加えて民族 独立当時、アフリカ最大の最も安定した国といわれたナイジェリアでもビアフラ内戦がおこってい の数がきわめて多い。たとえばアフリカの場合を例にとると、アフリカの民族は約八〇〇の部族 住民も、国民として

以上のように、まだ国民国家ができているとはいいがたい国がある。こういう国をたとえばヨーロッパ諸国と同様に

扱ってよいのかという問題がある。

第二の問題は第一の問題と密接に関連している。

れた。とくに、フランス領だったところはその傾向が強いようだ。最近では米ソ二大国の進出が著しい。 なくなっていた。 第三世界の諸国の多くは第二次大戦後に独立したが、時すでにョーロッパの封建時代のようにのんびりした時代では 新独立国は、政治的には中立を表明しても、とくに経済的には主に旧宗主国に対し従属を余儀なくさ いわゆる新植

これらの国では干渉は日常的である。干渉というより援助に近いものが多い。 政権担当者の方から要請するという面

民地主義である。

考を身につげた者が多かった。 がある。 これによって政権の安定を期するのである。 容易にかいらいとなる。 政権担当者には、最近まで、 ヨーロッパで学びヨーロッパ風の思

な残虐なことをやるからアフリカ人は野蛮なのだというマスコミのキャンペーンがヨーロッパで張られる。 これは侵略国家のお家芸の一つである。 その根源にあるとして糾弾される。 **自称ビアフラ共和国側に武器を供与・販売したためであった(北沢洋子 『黒いアフリカ』第十章)。そして、とのよう** いわれるが、このように犠牲が大きくなったのは、諸外国が入り乱れて、 国が分裂の瀬戸際にまでくると外国の介入度は一層増す。 **このように分裂はただちに利用され、** 前記のビアフラ内乱の場合、 ナイジェリア政府側もしくは反乱をおこした 外国の武器で自国民同士殺し合うことになる。 一五〇万人の死者を出したと 部族主義が

最後に第三の問題に移る。

は両刃の剣なのであって、 それが先進諸国を利するという構造になる。 資源保有国と非保有国との間の利益相反は明白である。こういう対立状況にもかかわらず連帯を維持するというのであ 連帯は可能だろう。 ればそれは立派なことだろうが、実際にはそれは困難であるようだ。かくして、第三世界における地域的紛争は多発し、 第三世界の諸国ははじめからハンデをつけられて国際社会の表舞台に出てきた。 これらの国々が連帯するしかないのではなかろうか。 反植民地主義といった明白に利益の一致する問題 しかし、もっと具体的な問題については、これらの諸国相互で利益相反する場合が多い。 このために第三世界内部での連帯も弱まりうるのである。 主権尊重の原則を第三世界諸国は大いに利用し、 このハンデをはねかえすにはおそら 東アフリカ共同体の崩壊はこれを 武器としてきたが、 については とりわけ、 これ

象徴する事件であった。

以上をまとめると、第三世界の諸国はヨーロッパに従属することを強いられていて、 しかも第三世界の諸国相互間に

はヨーロッパでみられるような一体性の基盤ができていないということになる。

とういう状況のもとにおいてあえて国際社会の組織化なるものを推進することは、結局無用の混乱を招くだけである。

のみならず多分それは正義にも反することになるだろう。

四 さしあたっての結論

まだ勉強不足で結論など出すべき段でないことは私自身よく承知している。

たとえば、梅棹忠夫『地球時代の人類学』などを読むと、世界の一体性強化への方向は休むことなく進められている

ようにも思われる。

どん進むにしても人間の方はそうそう簡単にはかわれない―まさしく「かけがえのない」地球のためには踏むべき順は ただ私としては、より安定して、より望ましい一体性を形成するには時間が必要でありーなぜなら、技術の方はどん

踏んだうえでまとめるということを考えた方がよいと思うのである。

われる地域主義の主張というのが、国家を超えねばならぬという主張とうまくかみあうようにみえることだ。いずれも ることは、なさそうであり、一応これを基本的な単位と考えざるをえないであろう。ただ、面白い現象は、 こういうふうに考えた場合、まず、何を国際社会の基本単位とすべきであろうか。 現在のところ国家が早急に消滅す

国家を崩そうという方向で一致している。

それから、国際法の組織化ということだが、そもそも組織化というと三角ピラミッド型のものしか考えないというの

認めた」というところが問題である。こうなると、「非文明国」の立場はどうなるのか。 般原則」というのがある。学界ではこれが国際法といえるのかどうかという形で争われているが、それより「文明国が 目的至上主義になり、 これは直接、 はヨーロッパ式特殊思考ではないかと思われるのである。この三角ピラミッド型思考はどうやら牧畜民的思考のようで、 に関する規定がある。その一項のaは条約、bは国際慣習法である。これはいいとして、cに「文明国が認めた法の一 **こちみられる。たとえば国際裁判の場合をみてみよう。国際司法裁判所規程三八条に裁判の基準、** おりである。 軍の組織につらなる。この型の特色は合目的的であること。目的に応じ各自の役割がきめられる。とかく おしつけられて駒になる方はいい迷惑だ。 人が駒になってしまいがちである。これは周知のようにマックス・ヴェーバーが明らかにしたと ヨーロッパ式の一方的押しつけは、 「非文明国」も国際社会の一 現在の国際法の中にもあち つまりいわゆる法源

与えたものではなかろうか。 が法源決定の補助手段とされているのも興味深い。これはヨーロッパ式の考えで形成されてきた学説に公然たる権威を では新興独立諸国の国際法に対する態度が簡潔にまとめられている)。同項dで「諸国の最も優秀な国際法学者の学説」

員と認めることと矛盾するのではないのか(清水良三『国際法における伝統と革新』六二頁。なお、同書第一部第三章

はつくられていないのでないか。人々はただくらしているだけで十分値うちがあるのではなかろうか。 私小説的に考えるとこの世界共通の目的なんてものがたてられるのだろうかと疑わしく思われる。世界は目的向きに

支える骨格のごときものがある。 にあっても好ましいものとは思えない。 国際社会が根本的にかわり、 したがって国際法も又根本的にかわるための応急措置のようなものはないと思うし、 ヌアー族の場合それは、リニィジ体系が中心となって形成されているらしい。同様の ヌアー族にみられるような一見バラバラな政治社会も、 それが分裂せぬように 仮

見なくみることのできる人がふえるのが一番早道である。最後は外国旅行のすすめのようになってしまった。 ものを国際社会においても考えることができるだろう。国際結婚もまあ結構だと思うが、ちがう文化を、できるだけ偏

ただ、いつも思うのは、第三世界諸国を旅行していて友達ができても一方的な関係になりがちだということ。つまり、

別れぎわに、「又いらっしゃって下さい」とむとうがいう。「いずれ、日本でお目にかかりましょう」とはいえないの である。日本にいきたくても彼らにはカネがない。こういう形のつきあいで偏見なく相手をみることができるかどうか、

私には自信がもてないのである。

やみに平和を唱えるだけでは望ましい国際関係を実現できぬことが明らかになったと考える。一見歴史とは無関係とみ 以上、国際法の目的を考えるためにその構造を歴史的に検討してきたのであるが、これによって少なくとも、ただむ

えるとのことばも、それぞれの時代をうつしてきたのであり、当然、われわれが平和を云々するときにも、そこに現代

が反映しているのである。

(一九八二・一・五脱稿)